

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Happy Spot Club(以下「当法人」という。)がその活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 当法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

(公表)

第6条 当法人は、法令の規定に従い、理事、監事に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第7条 当法人は、以下に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

- (1)定款
- (2)前事業年度までの事業報告書
- (3)財産目録
- (4)貸借対照表
- (5)活動計算書
- (6)収支計算書
- (7)役員報酬等並びに費用に関する規程
- (8)理事の職務権限規程
- (9)倫理規程
- (10)役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程
- (11)コンプライアンス規程
- (12)内部通報規程
- (13)情報公開規程
- (14)文書管理規程
- (15)リスク管理規程
- (16)監事監査規程
- (17)経理規程
- (18)事務局規程

2 当法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。